

第4編 復旧等

第1章 応急復旧

市は、武力攻撃災害による被害発生時における、その管理施設・設備の一時的な修繕や補修など、応急復旧に関する事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、管理する施設・設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止や被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。

(2) 通信機器の応急復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 府に対する支援要請

市は、応急復旧に当たり必要な場合には、府に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関して支援を求める。

2 公共的施設の応急復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、管理する道路、河川、漁港等の施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難者の運送等の輸送の確保に必要な応急復旧のための措置を講じる。

第2章 本格復旧

市は、武力攻撃災害による被害が発生したときにおける、管理する施設・設備に係る本格復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、国が示す方針にしたがって府と連携して復旧を行う。

(2) 市が管理する施設及び設備の本格復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況や周辺地域の状況等を勘案しつつ、復旧方針を定め、迅速に本格復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市は、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、市例規等に定めるところにより、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果生じた損失について補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、国民保護措置の実施に関して、府の対策本部長が総合調整を行い、又は指示をした場合において損失を受けたときは、府に対して損失の補てんに係る請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第3章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。